

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) 議決金額 変更後金額 変更金額	増減率 (%)	工期変更 議決工期 変更後工期	変更理由
88	28.9.30 平成28年 第3回足立区 議会定例会で 承認88号	(仮称) 小台・宮城地区公共施設 新築工事 [田中・三浦建設共同企業体]	907,740,000			
11	29.8.3 平成29年 第3回足立区 議会定例会で 報告11号		924,825,600 17,085,600	1.88%		杭打設・山留シートパイル圧入・根切り工事の際、コンクリート・煉瓦・松杭・P C 杭等の地中障害が発生し、撤去工事の必要が生じた。以上から費用が増額になったことによる。
	(処分日) 30.1.31 (契約変更日) 30.1.31				H28.10.3～ H30.2.16 H28.10.3～ H30.3.6	東京都施工のスーパー堤防工事の設計変更と工期の遅れによる調整に時間を有したため。また、天候不順により外構工事の遅れが生じたため。
90	28.9.30 平成28年 第3回足立区 議会定例会で 承認90号	鹿浜菜の花中学校新築 電気設備工事 [雄光・アキラ建設共同企業体]	389,880,000			(1) 鉄筋工事と重複した施工を回避し、工期の短縮を可能とするとともに、構造体への負荷低減及び対地電圧の低減により近隣への安全性向上を図るため、避雷針の受雷部を構造体利用(柱の鉄筋)するシステムから独立させるシステムに変更する。
	(処分日) 30.1.12 (契約変更日) 30.1.12		397,634,400 7,754,400	1.99%		(2) 学校運営向上のため時計を増設する。 (3) 防犯対策見直しに伴う防犯カメラを増設する。